

定 款

株式会社インテージホールディングス

目次

第1章	総 則	4
第1条	(商 号)	4
第2条	(目 的)	4
第3条	(本店の所在地)	4
第4条	(機 関)	4
第5条	(公告方法)	5
第2章	株 式	5
第6条	(発行可能株式総数)	5
第7条	(自己の株式の取得)	5
第8条	(単元株式数)	5
第9条	(単元未満株式についての権利)	5
第10条	(単元未満株式の買増し)	5
第11条	(株主名簿管理人)	5
第12条	(株式取扱規則)	5
第13条	(株主総会決議事項)	6
第3章	株主総会	6
第14条	(招 集)	6
第15条	(定時株主総会の基準日)	6
第16条	(招集地)	6
第17条	(招集権者および議長)	6
第18条	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) エ ラ ー! ブックマークが定義されていません。	6
第19条	(決議の方法)	6
第20条	(議決権の代理行使)	7
第4章	取締役および取締役会	7
第21条	(員 数)	7
第22条	(選 任)	7
第23条	(任 期)	7
第24条	(代表取締役および役付取締役)	7
第25条	(取締役会の招集権者および議長)	8
第26条	(取締役会の招集通知)	8
第27条	(取締役会の決議の省略)	8
第28条	(重要な業務執行の決定の委任)	8
第29条	(取締役会規則)	8
第30条	(取締役の報酬等)	8
第31条	(取締役の責任免除)	8
第5章	監査等委員会	9
第32条	(監査等委員会の招集通知)	9
第33条	(常勤の監査等委員)	9
第34条	(監査等委員会規則)	9

第6章	会計監査人	9
	第35条 (会計監査人の選任)	9
	第36条 (会計監査人の報酬等)	9
	第37条 (会計監査人の責任免除)	9
第7章	計 算	9
	第38条 (事業年度)	9
	第39条 (剰余金の配当の基準日)	9
	第40条 (中間配当)	10
	第41条 (配当金の除斥期間)	10
附 則	10
	第1条 (監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置)	10
	第2条 (電子提供制度に関する経過措置)	10

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当社は、株式会社インテージホールディングスと称し、英文では、INTAGE HOLDINGS Inc. と表示する。

第2条 (目 的)

当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。

- (1) 官公庁、企業、団体に関する学術研究調査、市場調査、世論調査などの社会調査の実施
 - (2) コンピュータによる情報の処理ならびに情報の提供
 - (3) コンピュータ・ソフトウェアの開発、販売、保守
 - (4) コンピュータ・ハードウェアの販売、賃貸および保守
 - (5) コンピュータ・システムの運営管理の受託
 - (6) 官公庁、企業、団体の経営およびマーケティングに関するコンサルティング
 - (7) 医療機関における臨床試験の管理業務
 - (8) 測量、地図作成ならびに関連する調査研究業務
 - (9) 社会調査の結果およびコンピュータ・システムの技法に関する出版
 - (10) 環境配慮型商品の開発および販売
 - (11) 不動産賃貸業
 - (12) 前各号に付帯関連する一切の業務
- 2 当社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都千代田区に置く。

第4条 (機関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、14,800万株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第10条（単元未満株式の買増し）

当社の株主は、「株式取扱規則」に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第11条（株主名簿管理人）

当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第12条（株式取扱規則）

当社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規則」による。

第13条（株主総会決議事項）

当社の株主総会においては、法令および本定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、当社株式の大量買付行為に関する対応策の導入をその決議により定めることができる。

- 2 前項における当社株式の大量買付行為に関する対応策とは、当社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせずに、新株または新株予約権の発行または無償割当等を行うことにより当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、当社株式の大量買付行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。

第3章 株主総会

第14条（招集）

定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

第15条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

第16条（招集地）

当社の株主総会は、東京都内に招集するものとする。

第17条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に差し支えあるとき、または欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第18条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第19条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することので

きる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

第20条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第21条（員数）

当会社の監査等委員である取締役以外の取締役（以下「監査等委員でない取締役」という。）は、10名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第22条（選任）

取締役は、株主総会において選任する。

- 2 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別してしなければならない。
- 3 取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 4 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第23条（任期）

監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

第24条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

第25条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に差し支えあるとき、または欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
- 3 前二項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

第26条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第27条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第28条（重要な業務執行の決定の委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第29条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「取締役会規則」による。

第30条（取締役の報酬等）

取締役の報酬その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

第31条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（同法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結すること

ができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

第32条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第33条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第34条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規則」による。

第6章 会計監査人

第35条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第36条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。

第37条（会計監査人の責任免除）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に規定する額とする。

第7章 計 算

第38条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

第39条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第40条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。

第41条（配当金の除斥期間）

金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2 未払の配当金には利息をつけない。

附 則

第1条（監査等委員会設置会社移行前の監査役の実任免除の経過措置）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、平成28年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第2条（電子提供制度に関する経過措置）

第18条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

2 本条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

（経過）

平成19年（2007年）	6月22日（改定）	施行
平成21年（2009年）	6月24日（改定）	施行
平成22年（2010年）	1月6日（改定）	施行
平成25年（2013年）	10月1日（改定）	施行
平成26年（2014年）	6月20日（改定）	施行
平成28年（2016年）	6月17日（改定）	施行
平成29年（2017年）	10月1日（改定）	施行
令和元年（2019年）	6月26日（改定）	施行
令和4年（2022年）	9月28日（改定）	施行